

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和8年5月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A&COOP角田店

角田市角田字田町100番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コープエステート 代表取締役 尾川 輝敏

仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) A&COOP角田店 角田市角田字田町100番1 外	A&COOP角田店 角田市角田字田町100番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙1のとおり	別紙1のとおり

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙1のとおり	別紙1のとおり

4 変更の年月日

(1) 令和7年10月1日

(2) 別紙1のとおり

(3) 別紙1のとおり

- 5 届出年月日
令和8年3月19日
- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー及び角田市役所
- 7 縦覧期間
令和8年5月19日から令和8年9月24日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 9 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。

別紙1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

No.	設置者	住所	代表者名	備考
1	株式会社 コープエステート	仙台市泉区八乙女四丁目2 番地の2	代表取締役 宮本 弘	-

(変更後)

No.	設置者	住所	代表者名	備考
1-1	株式会社 コープエステート	仙台市泉区八乙女四丁目2 番地の2	代表取締役 大越 健治	代表者変更 (令和1年11月25日)
1-2	株式会社 コープエステート	仙台市泉区八乙女四丁目2 番地の2	代表取締役 尾川 輝敏	代表者変更 (令和5年5月22日)

(3) 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

No.	小売業者	住所	代表者名	備考
1	株式会社エーコープ宮城	黒川郡大和町吉岡字北原西 72	代表取締役 小室 秀行	-

(変更後)

No.	小売業者	住所	代表者名	備考
1	JA全農Aコープ 株式会社	神奈川県横浜市 港北区新横浜 3 丁目 2 番地 3	代表取締役 山崎 智弘	名称変更 (令和6年4月1日) 住所変更 (令和7年4月1日) 代表者変更 (令和8年2月1日)